

大分県 特定最低賃金

効力発生日：令和5年12月25日

鉄鋼業

非鉄金属
製造業

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
船用機関製造業

自動車
(新車)小売業

1,053円

1,005円

941円

951円

942円

※各種商品小売業については、令和5年10月6日より地域別最低賃金899円が適用されています

【適用除外】

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

8月31日から開始

※申請期限：2024(令和6)年1月31日
(事業完了期限：2024(令和6)年2月28日)

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

業務改善助成金のお問い合わせ

TEL 0120-366-440

下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しするための相談窓口、サポート体制は[こちら](#)をクリックしてください(経済産業省ホームページへ)

大分県の価格転嫁の円滑化推進ページは[こちら](#)をクリックしてください(大分県ホームページへ)

最低賃金特設サイト



事業主の
皆様へ
賃金引き上げ
特設ページを開設!